

第24号議案

文京区教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成28年3月24日

提出者 文京区教育委員会  
教育長 南 新平

文京区教育委員会規則第 号

文京区教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則

文京区教育委員会傍聴人規則（昭和二十七年十一月文京区教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「十名」を「十五名」に改め、「とする。」の下に「ただし、教育長が特に必要があると認められた場合は、定員を変更することができる。」を加える。

第七条の次に次の一条を加える。

第八条 この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、教育長が定める。

付 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

文京区教育委員会傍聴人規則 新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第一条・第二条 （略）</p> <p>第三条 傍聴人は<u>十五名</u>をもつて定員とする。  <u>ただし、教育長が特に必要があると認めた場合は、定員を変更することができる。</u></p> <p>第四条～第七条 （略）</p> <p><u>第八条 この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、教育長が定める。</u></p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。</u></p>	<p>第一条・第二条 （略）</p> <p>第三条 傍聴人は<u>十名</u>をもつて定員とする。</p> <p>第四条～第七条 （略）</p>